

# 消費青いレポート

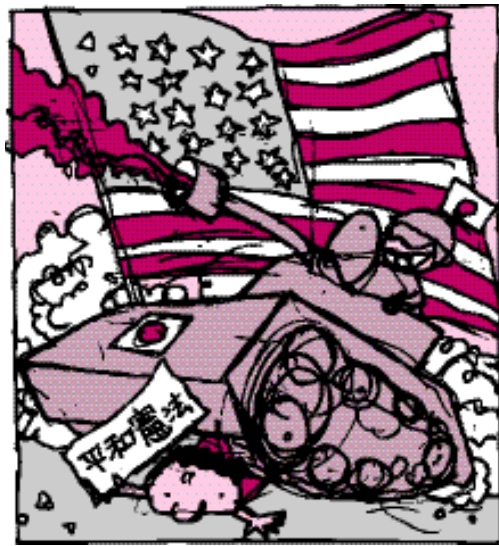
## 第1317合併号 2005年12月27日

〒162 0042 東京都新宿区早稲田町75  
電話03(5155)4765 ファクス03(5155)4767  
E-mail:nishoren@jca.apc.org  
http://www1.jca.apc.org/nishoren/  
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

発行責任者 富山洋子  
発行所 日本消費者連盟

〒162 0042 東京都新宿区早稲田町75  
電話03(5155)4765 ファクス03(5155)4767  
E-mail:nishoren@jca.apc.org  
http://www1.jca.apc.org/nishoren/  
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

## 特集 自民党新憲法草案を検証する



ファイルしておいて下さい。後でお役に立つと思います。

コピー・転載の時はご連絡ください。

## 新憲法草案を検証する

自由民主党は、2005年11月22日に開催した「立党50年記念大会」において、「新憲法草案」を発表。あわせて確認された「新綱領」の冒頭には、新しい憲法の制定が掲げられました。

### 戦争のできる国へ 九条2項を削除

現行の憲法と比べて、まず前文が様変わりしています。ここでは第一に、第二章第九

条の改悪を糾明します。九条1項は、そのままですが、2項は削除、かわりに九条の2が続き、内閣総理大臣を最高指揮権者とする「自衛軍」の保持を規定し、「国際

社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができ」としています。

憲法違反の自衛隊の海外派兵は、「国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的」とするテロ対策特別措置法、イラク人道復興支援特別措置法に基づいて強行されました。さらに小泉首相はこの間、「日米関係がよいからこそ東南アジア諸国連合などとのよい関係が維持されている」となどと発言しています。草案第九条の2の意図が、日本をアメリカに追随して戦争ができる国に変節させることにあるのは明らかです。

### 改悪を容易にし、国民を規制する方向へ

第二に、憲法改正の手続き等を定めた九十六条の改悪に言及したいと思います。政府・自民党のもくろみは口あたりのよい文言をいくつか散りばめて、現憲法を何と

は、戦争を起こし易いように「国民」を規制していく憲法に変質させていくことでしょうか。いかなる戦争も人権を阻害し、国家の命令によって殺したり殺されたりする立場に私たちを追いやります。日本国憲法は立憲主義に基づき、国家権力を規制し、人々の人権を保障するものです。しかし、日本の政治は人権を軽んじてきています。私たちは今こそ主権者として、保障されている権利を活かし、在日の人々はもとより世界の人々と共有し、ともに「平和的生存権」を確立していきましょう。憲法改悪を阻止していくために、国民投票法案に反対する運動を盛り上げていきましょう。(富山)

### おもな記事

- 渡辺治さんインタビュー！自民党が改憲で狙つもの
- 吉岡忍さんインタビュー！虫食いの状態の主権在民
- 司法試験受験生魂の叫び
- 危険な国民投票法案……
- クローン牛295頭食肉に
- 新型インフルエンザ騒ぎ

今号は合併号ですので、次号は1月17日発行です。

自民党新憲法草案を検証する

# 自民党が改憲で 本当に狙うもの



渡辺治さん  
(一橋大学教授)

2005年11月22日、自由民主党は「新憲法草案」を発表しました。

自民党はこれまで7回ほど素案を発表していますが、04年11月に出した「自民党・憲法改正草案大綱(たたき台)」が非常に評判が悪かった。これはある意味、自民党が入りたい要素をすべて入れた理想論「天皇の元首化」「国防の責務」「愛国教育」など、非常に復古色の強いものでした。さすがにこれは多くの非難を受けたことから、自民党は

04年12月に新たに「新憲法制定推進本部」を設置して、より現実的な改憲案づくりへと大きく方向転換を図りました。

「現実的な改憲案」とはつまり、公明党や民主党も取り込めるものということです。そうして出てきた草案ですが、復古色の強い「草案大綱」と比べれば、ある意味ソフトな印象を受けます。しかし、逆に言えば絶対に譲れないポイントが消去法的に残されているわけで、その分、改憲の狙いをあらわにしています。

## 制約なき海外派兵で 軍事大国を目指す

では、自民党が絶対に譲れないポイントとは何か。それが九条の改悪です。

武力行使目的の海外派兵を可能にし、最終的には日本を軍事大国化する。これではつきりしましたが、現実路線の今回の案に九条改悪が残ったということは、それが自民党の目指す一番の目的だったということです。

九条で戦争の放棄をつたう

## インタビュー

党に配慮してはつきりした言葉を使わないだけで、意味するところは同じです。

## 新しい人権に 惑わされるな

確かに、変更点は九条だけではありません。

この国のかたちを大きく変えようとしている自民党新憲法草案。この草案のどこが問題なのか、改憲の動きに鋭く目を光らせているお二人に、お話を聞きました。改憲が現実味を帯びてきた今、憲法を守ることによって、私たちはいったい何を守ろうとしているのかを、もう一度考え直してみたい。そんな思いをぶつけたインタビュアーです。

た現行の日本国憲法下では、無理矢理な解釈で自衛隊を持つまではできて、その行動は相当制限されます。領土内での軍事行動や治安活動はすでに自衛隊法に規定があり、いまの憲法下でも可能です。

しかし、軍事行動を目的にした海外派兵や「集団的自衛権」の行使は、いまの憲法下ではとつてい無理です【1】。

そこで草案では「自衛軍の保持」を明記したうえで、「国際社会の平和と安全を確保する」活動への自衛軍の参加をうたっています。これは結局、海外での軍事行動、ひいては集団的自衛権の行使を許すものです。民主党や公明

【1】九条  
草案では九条1項は現行のまま。2項を削って、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持、自衛軍は国会その他の統制に服する、自衛軍は「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行なわれる活動」または「緊急事態における公の秩序を維持する活動」などを行なうとした規定を盛り込んでいる。

いまの憲法第九条では、1項で国際紛争を解決する手段としての武力行使を禁止し、2項で陸海空軍その他の戦力を保持を規定している。通常、この1項は侵略戦争を禁止しているが、自衛戦争までは否定していないというのが定説。実は同様の規定は多くの国に見られるが、さらに第2項で戦力不保持まで規定しているのは、「それがあからこそ、これまで永く外国に自衛隊を送れなかった(渡辺治さん)。」

しかし草案では、この2項を削除。加えて上記のように集団的自衛権の行使を意味する規定を盛り込んだのが特筆すべき点。つまり、自衛のためどころか、侵略をもちとわれない構えだ。

【2】新しい人権  
草案では、「障害者差別の排除」「個人情報保護」「国の環境保全の責務」「知的財産権」などが第三章「国民の権利及び義務」に盛り込まれた。しかし、これすらも肩に唾を付けて読む必要がある。例えば、草案第十九条の2「個人情報の保護」では、個人情報の不当な取得・保有・利用を禁止しているが、問題は「不当」の中身だ。この場合、本人の権利をまったく保障しない現行の個人情報保護法がその判断基準となるわけで、両者が組み合わさって、結果的にほとんどの個人情報の利用に「同意」のお墨付きが与えられることになる。

【3】国民投票  
詳しくは、頁を参照。

草案では、環境権やプライバシー権などの「新しい人権」も盛り込んでいます【2】。しかし、本来なら自民党が認めたくないこうした人権規定をなぜ入れたのか、注意深く考える必要があります。

その理由は、これが毒を飲ませるための甘いオブラートだからです。つまり、これも公明党や民主党を引き込むためのエサ。さらに言うなら、改憲に避けては通れない国民投票【3】まで見越してのことで、九条改悪とセットされた交換条件として、一括投票で有権者に迫るためです【4】。「九条改正を飲んでくれれば新しい人権も作りま

すよ」と。でも、「こぼはきちん」と見据えなければなりません。そもそもこれらの権利は、いまの憲法で認められていないのでしょうか。もともと憲法とは、一般的に言って、こうした権利をすべて列挙するものではありません。

せん。ですから、いまの憲法は列挙されたもの以外は認めないという趣旨ではないのです。実際に、明文がないのに判例上認められてきた人権は多数あります。

例えば環境権については、いまの憲法でも十三条「幸福追求権」や二十五条「生存権」で認められているとする説もあります。つまり、明文がなくとも十分保障できるわけで、具体的には「環境基本法」といった法律を作ってしまうはいいのです。ですから、いまの憲法でも「新しい人権」は認められているわけで、九条改悪と秤にかけられるような話ではありません。

### 九条改悪で血肉を帯びる 国民の責務

この草案のもつひとつのポイントとして、前文に「国を支え守る責務」【5】が新たに加えられ、さらに、いまの憲法でいう「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」と言い

換えて、これに反しないように権利を行使しなければならぬといっています【6】。これを問題視する向きも少なくないでしょう。

確かに、「公益及び公の秩序」と言った方が、強く人権を規制する印象を持ちます。しかし、これまでも「公共の福祉」の名の下に、さんざん人権が否定されてきました。また、「国を支え守る責務」に具体的な中身は何もなく、ある意味とつても取れます。極端な話、その責務を具体化する下位の法律に反対して潰してしまえばいいのです。ですから、責務の明記それ自体はたいしたことではありません。しかし、それが九条改悪とセットになった場合は話は別です。軍隊を認めた場合、「責務」や「公益」の解釈や運用が、そちらに引きずられることは明白です。「責務」の中身が「軍隊への協力」へ、「公益」が「国益」へと血肉を帯びてくるのです。

「公益及び公の秩序」と言い換えて、これに反しないように権利を行使しなければならぬといっています【6】。これを問題視する向きも少なくないでしょう。

### 九条こそ憲法の核心

軍隊を持つと、確実に国家の質が変わります。これまでの日本では、人を殺したことも殺されたこともない自衛隊は軍隊として存在感がなく、それが軍部の発言権というものがまったくなく、世界でもまれな国でした。それが、海外で戦争できるといふことになったら、確実に軍部に引きずられていきます。当然、軍事費はより多く確保するでしょうし、発言権も増していきます。すでに防衛庁を首へ格上げするといふ法案も準備されています。

ですから、国民主権・基本的人権・平和主義の3点がいまの憲法の特徴ですが、具体的には平和主義、すなわち九条が前者2点を担保する規定としてあるわけで、戦争や軍隊の可否といふことを超えて私たちがいきいきと暮らしていくためには、九条は絶対に変えてはならないのです。

ですから、国民主権・基本的人権・平和主義の3点がいまの憲法の特徴ですが、具体的には平和主義、すなわち九条が前者2点を担保する規定としてあるわけで、戦争や軍隊の可否といふことを超えて私たちがいきいきと暮らしていくためには、九条は絶対に変えてはならないのです。

#### 【4】一括投票

九条改悪も新しい人権も、一括で国民投票にかけるのが自民党の方針。だからこそ、自らの改憲案を「新憲法案」と呼ぶ。まったく新しい憲法案だと主張することで、全体を一括投票にかける根拠を得ようとしているわけだ。

そのための仕掛けが垣間見えるのが草案で目に付く「これを抜き」だ。例えば、いまの憲法第十五条4項の「投票の秘密は、これを侵してはならないが、草案では、投票の秘密は、侵してはならない」に、同じく第二十一条1項、検閲は、これをしてはならないが、草案では「検閲は、してはならない」に、こうした「これを抜き」はほかに、草案第十九条、第三十六条、第四十四条、第五十条など、多数見られる。また、「負心」などの旧仮名遣いもすべて直している。そうしてほとんどどの条文の字句を変えていることによって、「一括投票」への布石(渡辺治さん)を打っているわけだ。ちなみに、草案前文では「象徴天皇制は、これを維持する」と、「これを付き」を採用。

#### 【5】前文

頁の注釈【8】を参照。

#### 【6】公益及び公の秩序

頁の注釈【10】を参照。

#### 【7】九十六條

第九十六條は、改正の手続きを定めたもの。いまの憲法では衆参両院の総議員の3分の2の賛成で改正の発議が行なえ、国民投票に問える。草案では、これを過半数にまで下けている。これこそが改憲の狙いだとする声は多く、渡辺治さんも「自民党の譲れない点」と言っている。現在の国会の議席配分で言えば、過半数であれば、自民党はいつでも国民投票を実施することができるようになる。

自民党新憲法草案を検証する

哲学も理念もない  
ビジネス文書憲法

ここ1、2年、自由民主党

は結党以来の党意である憲法改正について手を付けるとして、さんざんに世間を煽ってきました。しかしその割にはできて来たものは非常に拍子抜け。私に言わせると、ほとんど社内での会議で配る「ビジネス文書」です。

なぜなのか、いまの憲法前文と比べるとよくわかります。いまの前文には負の歴史を背負って作られたという側面が色濃く漂っています。日本人300万人、その他のアジア・太平洋地域で2000万人以上

上が死んだ先の戦争の歴史的重み、そして「死」に対して取るべき態度、そういったものがみなぎっています。

しかし、この「新憲法草案」の前文【8】では、戦争にも歴史にも触れていません。この軽々しい文章から感じられるのは、歴史からの逃避です。戦後60年という節目にこれを出したということは、「もう忘れていいだろう」という彼らの意志を示しています。

しかし、「死」や「歴史」をどう捉えるかを抜きにして文化は成り立ちません。とりわけ憲法の場合、例えばそれがフィクションだとしても、国家というものを運命共同体と

して描かなければならず、中身によつては国家が個人に死を強要する場合もあるわけですから、自ずと「死」に対する態度を前提にしないと書けないはず。そういった哲学がまったくない。だから

「ビジネス文書」なのです。今回の草案では、九条を変えて軍隊を持ち、集団的自衛権を行使することを明記しています。しかし、これすらも見えてくるのは「手続き」だけであつて、なぜ九条を変え

るのかという理念が見えてきません。それもこれも、前文に哲学・理念がないからで、そういった意味では、この草案を土台にした場合、九条を変

えるか否かが、単に手続きをめぐる問題に終始する、非常に軽いものになってしまつたとを危惧しています。

公のおおやけの定義なき  
公益・公の秩序

具体的なポイントで言つて「国民の責務」【9】を入れたことに、私は注目しています。それによつて、主権在民が虫食い状態になっている。このことが一番危険です。

これまで、護憲の側の意見はおおよそ九条問題に集約されてきました。もちろん九条は大事で、「九条などなくてもいい」と言つつもりはまったくありませんが、むしろ主権在民がなくなつてしまつことの方に本質的な危険を感じます。

吉岡忍さん  
(ノンフィクション作家)

インタビュー

九条がなくなつて主権在民だけが残つた場合、国民の総意による戦争は、論理的にはあり得ます。ですから、確かに主権在民だけで

虫食い状態に  
された主権在民  
その危険性



【8】前文  
草案の前文は以下の通り。「日本国民は、自らの意思と決定に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。」

象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願ひ、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならず自然が豊かな地球の環境を守るため、力を尽くす。

【9】国民の責務

草案では、前文に加え、第十二条で「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」としている。まるで、「自由と権利を与えてやっている」と言わばかりだ。

【10】公益及び公の秩序

この言葉は、草案第十二条「国民の責務」、第十三条「個人の尊厳等」、第二十九条「財産権」の3か所に登場する。

特に、いまの憲法では、「包括的基本権」を保障しているとされる第十三条に、「この言葉が入れられることの意味は大きい」という意見もある。つまり、可能な限り人権を認めていく方向から、可能な場合に限って人権を認める方向

は戦争は止められない。しかし、主権在民さえあれば、同じく国民の意思によって戦争を終わらせることができます。主権在民すらなくなると、国家によって戦争を強要されたら、「国民の責務」で縛られて、もつづの音も出ません。それが、明治憲法下での先の戦争が、結局、日本の破滅にまで突き進んだ最大の原因でしょう。

また、この草案では、人権と対置するものとして、「公益及び公の秩序」【10】などと、「公(おおやけ)」というものの方が非常に強調されています。しかし、いったい何が「公」なのか。そもそも哲学・理念がないので定義できないのかも知れませんが、この点はまったく定義されていません。

これではどのようによつても解り得ず、「公益及び公の秩序」のためとして、権力の側が好きなように人権を規制することが可能になってしまいます。

そういう意味では、これは彼らにとつて非常に使い勝手の良いものでしょう。細かい定義は、時に応じて法律で決めればいいわけですから。

自分たちの力を信じよう

九条の問題はむしろ、最近の世界情勢の中で、非常にわかりやすくなっています。つまり、集団的自衛権などと言ったところで、結局は単にアメリカの言いなりになるだけのことだ、それがハッキリしてきた。なんだ、それだけのことが」という感じは広がっていると思います。

逆に主権在民は、むしろわかり難くなっています。企業社会や地域社会がなくなっていく中で、お上に、強い権力に頼りたいという気分が強まっています。奇怪な事件やテロなどが増える中で、警察権限の強化を望む声も大きくなっています。こうした「危機管理」が過剰に強調される社会は、権力の振る舞いに歯止め

がかからず、非常に危険です。ですから、そこを解きほぐして、自分たちの社会は自分たちが治めるんだ、自分たちの力をもっと信じようと言わなければならぬ。権力の源泉は我々なんだという主権在民の考え方を、もう一度問いかけていく必要があります。

主権在民は戦争を止めることができる

私は東南アジアの学生や若者と話をする機会がよくあるのですが、彼らはいまの憲法のことをよく知っていて、戦後60年間、この憲法があったから日本や日本人と安心してつき合えたと言います。それはもちろん、九条の平

ていたいと思います。今回は図らずも、「平和主義」と「主権在民」という、お二人の重点の違いが鮮明になりました。しかし、だからこそ、その二つが深いと繋がっているということが、よく理解できました。つまり、「平和主義」は私たちの「主権在民」をも保障する一方、「平和主義」は「主権在民」なしにはあり得ないということです。もつ一方の憲法の3原則である「基本的人権」とあわせて、互いが互いを支え合っている。そこからひもとかれる価値観こそが日本国憲法、私たちが守るべきものなのでしょう。

和主義があるからなのですが、その一方で、平和主義を担保するために主権在民が示されている。このことが近隣諸国に一定の安心感を与えてきた理由ではないでしょうか。

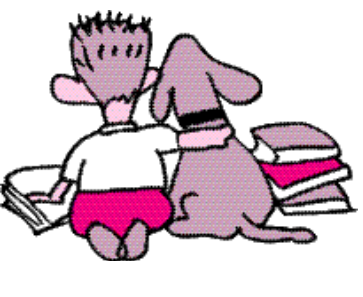
つまり、もし未だに日本が天皇を元首としていて主権在民がなかったら、近隣諸国から見れば、いま言っている平和主義すらも、いつ覆されるかわからないわけです。しかし主権在民があれば、為政者が示した国の方向について、様々な立場の人のフィルターにかかれる。それこそが主権在民の機能で、いつでも私たち自身が戦争を止められるのです。そのことを肝に銘じていたいと思います。

「まじめ 吉村英一」

へ変わってしまい、その場合は、個人の人権よりも社会的利益が常に優先されることになり、基本的人権の優先順位が下がるとい見方だ。ちなみに国語的な言葉の定義では、「福祉」とは「公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境」(大辞泉)を意味し、「公益」とは「社会一般の利益。公共の利益」を言う(同)。

【11】九十九条  
いまの憲法では、第九十九条で公職者の護憲義務が課せられている。このように本来、憲法とは権力を縛るものだが、自民党には「国民が守るべき規範としての憲法」を主張する者も多く、当初、「九十九条など外してしまえ」という声すら聞こえてきた。

「ただ、私が聞いている話では、内閣法制局など専門家に相談したところ、いくら何でも先生、それは憲法とは言いませんが」と諭されて、渋々九十九条は残したそうです。でも、何として国民が守るべき規範としての体裁を維持したいので、苦渋のうちに前文と第三章に無理矢理、「義務」を入れ込みました。そして結局、この点も思いつきのレベルを超えられず、哲学・理念のなさを露呈してしまっています。(吉村英一)







国に脅威がある以上、九条の前提が崩れるわけ。だったら日本も九条を放棄して、自民党の言うように自衛軍くらい保持すべきでしょ。現実に合わせて憲法も変えていく。ウン、それが大人つてもんだな。そんな護憲業界の脱北者ヒロシに、渋谷八千公前で、金髪ロングのパンク兄ちゃんが「ねえ、その彼なんかさあ」と声をかけてきました。新手的のセールスか、はたまた新興宗教かと身構えていると、

「ケンポーキユージョーなんて古いと思わな〜い。ケンポーがあつて日本があるんじゃない、日本があつてケンポーがあるわけよ。彼なんか(オイラのことか?)、カイケンの署名、イケてるんじゃない」。パンク兄ちゃんが改憲署名つて、後ろから膝カックンやられた感じ。若者ムンムンのよくわからない街で、よくわからない集団に、よくわからない日本語で改憲の署名を訴えられて、脱北しかかったオ

イラは、我に返ったのでした。「改憲が叫ばれる今日だからこそ、憲法の構造に立ち返る必要がある!」。憲法は、ただ何となく、おちゃらけで作った代物ではなく、過去の反省に立脚して、一定の目的で権力を縛るために作った作

品です。その作品の骨格は、政治的多数者であつても、いじくれないのが約束。そう! 憲法には改正限界があるんですよ。

**憲法改正は権力の行使だ!**  
そこで憲法九十六条を見ると、憲法改正について、国会の議決・国民の承認・天皇の公布という手続きを定めています。憲法改正は権力の発動そのもので、ここに「国民の承認」を加えたことは、ある種の危険な武器を、憲法が国民に与えてくれたわけ。その武器を憲法様の骨格すなわち基本的人権の尊重・国民主権・平和主義に向けては、申し訳ないでしょ。戦争で自国民やアジアの人達の人生を滅茶苦茶にしてみましたという反省に立って、「平和主義」「九条」を定めた以上、憲法改正権力という武器を九条に向けることは、歴史的に



に、仮に九条をいじくって軍隊・戦争OKの世の中を想像してみると、軍隊の存在を憲法が認める以上、その存続・発展は、憲法様が望むところ。つてことは、徴兵制度なんて憲法様は大好物。戦争も憲法様のお墨付きを頂いたわけで、戦争遂行に不利な言論出版の

も憲法理念からも、憲法改正限界を超えて許されないので、す。

**九条が変われば人権のドミノ倒しが...**  
あゝ危なかった。危つく世の中の流れに流されるところだった。ところで危ないついでに、戦後の農地改革で、国が地主から強制的に農地を買いあげた件で、最高裁は「合理的に算出された額であれば、市場価格を下回ることも許される」つて、国の値切りを思いつ切り認めますからね。それに草案は、「財産権は公益(当然、戦争も含まれちゃうよ)及び公の秩序に適合するよつに、法律で定める」と新九条を後押し。九条は憲法各条項と有機的にリンクしているから、九条を変えると、人権のドミノ倒しが起きちゃうんですよ、これが。

規制など、大幅に人権を制限することには、憲法様もご満悦。30年の住宅ローンで手に入れた土地や建物も、戦争遂行のために二束三文で持って行かれますよ、ご同輩。そうしたら姉齒マンシヨンの比しゃないつス。だって古い話だけど、戦後の農地改革で、国が地主から強制的に農地を買いあげた件で、最高裁は「合理的に算出された額であれば、市場価格を下回ることも許される」つて、国の値切りを思いつ切り認めますからね。それに草案は、「財産権は公益(当然、戦争も含まれちゃうよ)及び公の秩序に適合するよつに、法律で定める」と新九条を後押し。九条は憲法各条項と有機的にリンクしているから、九条を変えると、人権のドミノ倒しが起きちゃうんですよ、これが。改正限界や人権ドミノ、そして受験生の切なる願いから、やっぱ、九条は変えちゃいけないつすね、絶対に。

## 特集 自民党新憲法草案を検証する

許すな!憲法改悪・市民連絡会 高田健

# 憲法改悪のための国民投票法案は恐ろしく危険です!

2004年末、与党は改憲派でつくられた「改憲議連」(中山太郎会長)案を下敷きにして、「憲法改正国民投票法案」の骨子について合意し、05年秋の特別国会では衆議院に憲法調査特別委員会(中山太郎委員長)を設置して、この法案のための議論を始めました。そして、06年からの通常国会では、民主党の意見とすり合わせて、何とかして同法案を成立させようとしています。

**法案の名前に騙されないうで、内容を見て!**

「国民投票法案」といいことなんじゃないの。直接私たちの意見を聞くんだから主権在民の具体化になるし…」という声が聞こえそうです。いえいえ、法案の名前に騙されてはいけません。与党が準備している「改憲国民投票法案」とは、憲法九条などを改悪するためのとんでもない法案です。へたをすれば与党が敗れかねない国民投票で、絶対に負けないための仕掛けを随所にこらした大変危険な法案です。

第一この法案では、肝心の投票方法については「憲法改正の発議がされる国会で決める」としています。実は、改憲条項をいくつかまとめて出してきて(今度の自民党の案では「新憲法案」という主取っ替え案です)、あわよくばそれを一括して選択させようという狙いがあります。

例えば「九条改憲」と「新しい人権」(環境権やプライバシー権)、さらに「九十六條改憲」(憲法改正の手続き)などをひとまとめにして賛否を問いたいのです。これでは「環境権はいいけど、九条改

憲はいやだ」という人にとっては、「独禁法違反の抱き合わせ商法」まがいの悪たくみです。

また、憲法改正には国民投票での過半数の賛成が必要ですが、この意味について、自公案は「有効投票の過半数」と憲法の規定を最も狭い意味に限定して改憲派に有利にしています。しかし、憲法では「有権者の過半数」、百歩譲っても「総投票数の過半数」を意味しているとも考えられます。

**何が何でも可決するためのあの手この手**

さらに、この法案にはメディア規制と大幅な運動規制が盛り込まれています。だいたいにおいて、憲法の

「国民投票」は人を選ぶ「選挙」とは似て非なるものと考えなければなりません。選挙

では候補者が買収する可能性があるなどという理屈で、善し悪しは別として戸別訪問などが禁止されていますし、地位利用などの理由で公務員や教員の運動が公職選挙法などで大幅に制限されています。

しかし、憲法の国民投票は買収などに不相当ですし、まず主権者自らが憲法について判断するものですから、公選法の機械的な適用は不相当で、最大限の自由が保障されるべきです。メディア報道は最大限自由にするべきですし、公務員などの運動制限もすべきではありません。大幅な罰則規定も必要ありません。

また、有権者の資格も、与党案のように公選法通り20歳などというのは問題外で、18歳は当然のこと、15歳以上、義務教育修了者は当然とされていいですし、定住外国人に

も開かれるべきでしょう。さらに国民投票の成立規定も必要で、選挙ではしばしばあるような30%程度の投票率でも成立などとすべきでなく、最低でも50%以上という規定が必要でしょう。

「憲法九十六条で定められている改憲の法案を作らないのは『立法不作為』だ」などと言つのであれば、まず現行憲法の九条を実現する法律を作るべきです。例えば、「平和外交基本法」とか「軍事基地転換・基地撤去基本法」、

「東北アジア非核地帯実現基本法」、あるいは「経済非軍事化基本法」などによって、憲法九条の立法不作為状態をなくすことこそ、必要だと思



います。